

令和7年度

市有地売却 一般競争入札説明書

【郵便型入札】

この入札に参加するには事前に申込みが必要です。



入札に参加を希望される方は、この入札説明書をよく読み、内容を十分把握したうえで、ご参加ください。

横須賀市財務部財務管理課
電話046（822）8356

一般競争入札【郵便型】による市有地売却の概要

[令和7年9月25日公告]

入札参加申込

■ 入札参加申込期間

令和7年10月21日（火）～令和7年10月28日（火）[閉庁日を除く]

午前9時～午後5時 [正午～午後1時を除く]

■ 受付場所

横須賀市役所1号館5階7番窓口 財務部財務管理課（横須賀市小川町11番地）

来庁日時を必ず電話予約 [☎046-822-8356（直通）] の上、必要書類を持参してください。（持参のみ受付）

※ 参加申込受付後、入札書等の入札に必要な書類を交付します。



入札保証金の納付

入札参加申込受付後に横須賀市が発行する納入通知書により、
入札保証金を横須賀市公金取扱機関等で納付してください。



入 札【郵便型】（入札書提出は郵送のみ）

■ 入札期間

令和7年10月29日（水）～令和7年11月6日（木）【必着】

上記期間中に、入札書等を郵送（必ず書留又は簡易書留）してください。

※ 入札書等は参加申込受付後に横須賀市が交付したものを用品ってください。

■ 提出書類

①入札書【入札書提出用封筒に入れ封かん（糊付け）し、登録印で封印したもの】

②入札保証金提出書（兼返還請求書）【裏面に入札保証金納付済を証する「領収書」（金融機関の領収印があるもの）のコピーを原本の大きさに切り取り、貼付したもの】

■ 送付先

〒238-8799 横須賀郵便局留 横須賀市役所財務部財務管理課行

※ 必ず書留又は簡易書留にて郵送してください。

※ 郵送以外による提出は受けませんのでご注意ください。



次頁へ続く



開 札

- 日時
令和7年 11 月7日（金）午後1時 30 分から
- 場所
横須賀市役所3号館5階 正庁（横須賀市小川町 11 番地）
- 開札の立会（立会は任意です）
入札者等関係者は、各(社) 1 名立会可能です。
- 落札者の決定
有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
※ 同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。



契約の締結・売買代金の納付

令和7年 12 月9日（火）午後4時まで
契約時に全額納付するか、または、契約保証金（売買代金の1割。後日売買代金に充当します。）を納付して、令和7年 12 月 24 日（水）までに残金を納付してください。



所有権の移転・引渡し・登記

売買代金が完納されたときに所有権は移転し、同時に現状有姿で物件引渡しがあったものとしてします。所有権移転の登記手続きは、横須賀市が行います。登録免許税等の必要な費用は、落札者の負担となります。

目 次

I	入札物件	1
II	売却条件等について	
1	風俗営業等の禁止	1
2	公序良俗に反する使用の禁止	1
3	実地調査等への協力義務	1～2
4	義務の承継	2
5	違約金	2
III	入札参加申込手続きについて	
1	入札参加資格	2
2	入札参加申込み	2～3
3	入札参加申込みに必要な書類等	3
4	入札必要書類の交付	3～4
5	入札保証金	4
6	物件の現地確認	4
IV	入札・開札・売買契約等について	
1	入札方法	5
	■提出書類の作成要領	5～6
2	開札	6～7
3	入札の無効	7
4	契約の締結	7
5	契約保証金及び売買代金の支払方法	7～8
6	所有権の移転等	8
7	その他注意事項	8～9

○ 物件調書【物件番号 7-1】	10~14
○ 土地売買契約書(案)(7-1)【契約時全額払用】	15~17
○ 土地売買契約書(案)(7-1)【契約保証金払用】	18~21
● 市有地売却一般競争入札参加申込書兼誓約書	
● 役員名簿（法人の場合に添付）	

I 入札物件

物件番号	物件の所在・地番 【用途地域】	地 目	実測地積 (㎡)	最低売却価格 (円)	入札保証金額 (円)
7-1	横須賀市公郷町一丁目 52 番 1 【第 1 種住居地域】	宅 地	640.40	73,700,000	3,700,000

【注】 物件の詳細については、物件調書をご覧ください。なお、物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。

【注】 予告なく入札中止、内容変更をすることがあります。

II 売却条件等について

1 風俗営業等の禁止

落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利設定をしてはなりません。

2 公序良俗に反する使用の禁止

落札者は、売買物件を横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第 6 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはなりません。

3 実地調査等への協力義務

売買契約締結の日から 5 年間、本市は、売買物件の利用状況等を確認するため実地を調査し、又は落札者に対して資料の提出若しくは報告を求めることができるものとします。落札者は、正当な理由なくこの実地調査等を拒み、妨げ、若しくは忌

避け、又は報告を怠ってはなりません。

4 義務の承継

落札者は、売買契約締結の日から5年間、第三者に売買物件を譲渡する場合又は売買物件に使用収益権を設定する場合、当該第三者に風俗営業等の禁止、公序良俗に反する使用の禁止、及び実地調査等への協力義務を書面により承継させなければなりません。

5 違約金

上記1の風俗営業等の禁止、上記2の公序良俗に反する使用の禁止、上記4の義務の承継に違反した場合は、売買代金の3割を、また、上記3の実地調査等への協力義務に違反した場合は、売買代金の1割を違約金として徴収します。ただし、落札者の責めに帰さない理由によると本市が認めるときは、この限りではありません。

Ⅲ 入札参加申込手続きについて

1 入札参加資格

入札には個人、法人を問わず参加できますが、次に該当する者は参加できません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項第1号（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者）及び第2号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当する者
- ② 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号から第5号までのいずれかに該当する者
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

【注】入札参加資格の確認を行うため、本市が警察等関係機関に対して照会を行うことについて、あらかじめご承知ください。（申込者が法人の場合、役員等を含みます。）

2 入札参加申込み

この入札に参加するには、**事前に申込みが必要です**。受付期間内に受付場所に必要書類を持参してください。

【来庁日時について、必ず事前に電話連絡を入れて予約してください。】

申込み手続きを行わないと入札に参加することができません。

郵送、電話、ファクシミリ、電子メール等による申込みはできません。

- 申込受付期間 令和7年10月21日（火）～ 令和7年10月28日（火）
（閉庁日を除く）
午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）
- 申込受付場所 横須賀市役所1号館5階7番窓口 財務部財務管理課
（横須賀市小川町11番地）
- 【要予約】電話番号 046-822-8356（直通）

3 入札参加申込みに必要な書類等

(1) 提出書類等

この入札説明書に添付の「市有地売却一般競争入札参加申込書兼誓約書」に必要な事項を記入・押印（登録印）のうえ、次の書類を各1通添えてお申し込みください。提出書類に不備がある場合は受け付けできませんのでご注意ください。なお、提出書類はお返しいたしません。

【注】添付書類は、発行日から3か月以内のもの

① 個人による申込みの場合

- 印鑑登録証明書
- 住民票の写し（本籍・個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

【注】住民票の写しとは、電算化された住民基本台帳から直接印字されたものであって、コピー機で複写したものとは違います。

② 法人による申込みの場合

- 印鑑証明書
- 登記事項証明書（現在事項証明書）
- 役員名簿（本説明書に添付のものを使用してください。）

(2) 所有権を共有としたい場合

所有権の共有を希望される場合は、必ず共有予定者全員分の申込書（本説明書に添付のものをコピーして使用してください。）及び添付書類を取りまとめて、同時にお申し込みください。この場合、申込時に代表者を定め、入札の手続きは、その代表者が行ってください。

【注】同一物件に対し、共有と単有を二重で申し込むことはできません。

(3) 代理人により入札する場合

代理人により入札（入札書提出）する場合は、委任状を併せて提出してください。委任状の様式は、財務管理課へご請求ください。

4 入札必要書類の交付

入札参加申込受付後に、本市から入札に必要な次の書類等を交付します。
交付は、原則として参加申込受付日当日に行いますが、後日郵送により行う場合も

あります。

- ① 入札参加申込受付書（入札参加申込書の写に本市が受付印を押印したもの）
- ② 入札書
- ③ 入札保証金提出書（兼返還請求書）
- ④ 入札保証金納付用の納入通知書
- ⑤ 入札書提出用封筒
- ⑥ 入札関係書類送付用封筒

5 入札保証金

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただく必要があります。

(1) 入札保証金額

入札保証金は定額とし、金額は **3,700,000 円** です。（1 ページの入札物件表記載のとおり）

(2) 納付方法

入札参加申込受付後に本市が交付する納入通知書により、横須賀市公金取扱機関等で納付してください。

【注】落札者が納付した入札保証金は、全額を売買代金又は契約保証金に充当します。ただし、落札者が落札物件の売買契約を締結しないときは、入札保証金は本市に帰属し、返還はいたしません。

【注】落札者以外の方の入札保証金は、入札保証金提出書（兼返還請求書）に記載された金融機関の口座へ振込により返還します。入札保証金に利息は付きません。なお、返還には開札後 4 週間程度を要しますので、ご了承ください。

6 物件の現地確認

入札参加申込時までに必ずご自分で現地をご確認ください。

物件番号 7-1 については、接面する道路に沿って A 型バリケードを設置していますが、道路から敷地内は見渡せる状況にあります。

敷地内の見学を希望される場合には、財務管理課（直通電話 046-822-8356）までお問合せください。財務管理課職員が現地立会のもと見学できるよう、双方都合のよい日時に日程調整させていただきます。

現地確認する際は、近隣住民の方の迷惑にならないよう、ご配慮をお願いします。なお、駐車場はありませんので、公共交通機関のご利用をお願いします。（財務管理課職員が立会う場合に限り、敷地内に車両が入れるよう対応します。）

また、測量図等の参考資料をお渡しできますので、これについてもお問合せください。

【注】敷地内で起きた事故等について、本市は一切責任を負いません。

【注】現地確認をされなくても入札には参加できますが、この入札に関する全ての事項を了知されて参加されているものとみなします。

IV 入札・開札・売買契約等について

1 入札方法

本入札は郵便型入札であり、入札は**郵送のみ**受け付けます。

(1) 入札期間

令和7年10月29日（水）から令和7年11月6日（木）まで【必着】

【注】入札書等の必要書類を必ず書留又は簡易書留により横須賀郵便局留で郵送してください。【本市への持参不可】

【注】期限までに入札書等の必要書類が到達しない場合、入札は無効となりますので、余裕を持って郵送してください。

(2) 提出書類

① 入札書（入札書提出用封筒に入れ封かん（糊付け）し、登録印で封印したもの）

② 入札保証金提出書（兼返還請求書）

【注】裏面に入札保証金納付済を証する「領収書」（金融機関の領収印があるもの）のコピーを原本の大きさに切り取り、貼付（糊付け）してください。

【注】①②とも、書式及び封筒は入札参加申込受付後に本市が交付したものを使用してください。

(3) 送付先

〒238-8799 横須賀郵便局留 横須賀市役所財務部財務管理課行

【注】一度郵送（提出）した入札書の引換え、変更、取消しはできません。

提出書類の作成要領

① 入札書

入札金額及び必要事項を記入してください。

【注】入札者本人が入札を行う場合は、入札者欄に入札者本人の住所・氏名（法人の場合は法人の所在地・法人名及び代表者名）を記入し、登録印で押印してください。また、共有希望で入札を行う場合は、入札参加申込時に定めた代表者の住所・氏名（法人の場合は前記同様）を記入し、登録印で押印してください。

【注】代理人の方が入札を行う場合は、入札者欄及び代理人欄に記入の上、代理人欄に代理人の印を押印してください。（入札者欄に入札者本人の印を押印する必要はありません。）代理人の印は、入札参加申込時に提出した委任状の「代理人使用印」を使用してください。

【注】金額記入には、アラビア数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に必ず「¥」を記入してください。

【注】ボールペン等（書いた文字が消えないもの）で記入してください。

② 入札保証金提出書（兼返還請求書）

入札保証金提出書（兼返還請求書）に必要事項を記入し、登録印を押印してください。

入札保証金返還用口座は、必ず入札者本人名義の金融機関口座を記入してください。共有希望で申込みをした場合は、代表者の口座を記入してください。

入札保証金返還用口座は、通帳等を確認し正確に記入してください。記入に誤りがあった場合は、返還に日数を要することとなります。

裏面に、入札保証金納付済を証する「領収書」（金融機関の領収印があるもの）をコピーしたものを原本の大きさに切り取り、貼付（糊付け）してください。

③ 入札書提出用封筒及び入札関係書類送付用封筒

入札書提出用封筒には入札書のみを入れて封かん（糊付け）し、封印をしてください。

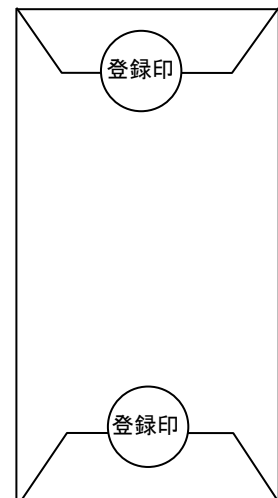
封かんがされていないものは無効です。

封印には、入札書に押印したものと同一登録印（代理人の場合は、「代理人使用印」）を使用し、右図のように封筒裏面の封をした2か所に割印してください。**封印の無いものは無効です。**

入札関係書類送付用封筒には、入札書を入れた入札書提出用封筒及び入札保証金提出書（兼返還請求書）を入れて、**必ず書留又は簡易書留**で確実に上記送付先まで郵送してください。

（到着が確認できない入札は無効になりますので、ご注意ください。）

＜入札書提出用封筒・裏面＞



2 開札

(1) 日時

令和7年11月7日（金）午後1時30分から

(2) 場所

横須賀市役所3号館5階正庁（横須賀市小川町11番地）

(3) 開札の立会等

入札者等関係者は、各（社）1名開札に立会うことができます。（立会は任意）なお、開札会場への入場には、入札参加申込受付書（原本）が必要となりますので、必ずご持参ください。立会の受付は、当日の午後1時15分から行います。

【注】入札者等関係者の立会が全くない場合は、本市の指定した者を立会させて開札します。この場合、異議の申立てはできません。

(4) 落札者の決定方法

① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、本市が定めた最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

② 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札

者にくじを引かせて落札者を決定します。くじは、関係者が入札参加申込受付書（原本）を持参した場合は、当該関係者も引くことができるものとします。なお、開札に立会っていない者等くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせて落札者を決定します。

(5) 開札結果

開札結果については、入札者全員分の内容〔入札金額、入札者名（個人の場合は、氏名を非公開とします。）〕を発表します。また、同内容を財務管理課ウェブサイト上で公表します。

3 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格がない者（参加申込みを行っていない者を含む。）の入札
- ② 委任状が提出されていない場合の代理人による入札
- ③ 所定の額の入札保証金を納付していない者による入札
- ④ 本市から交付された入札書（コピー可）以外の入札書による入札
- ⑤ 入札書の記載事項が不明な入札又は入札書に記名若しくは押印のない入札
- ⑥ 入札保証金提出書（兼返還請求書）（裏面に入札保証金納付済を証する「領収書」のコピーを貼付したもの）を提出していない入札
- ⑦ 一人で2通以上（代理の場合も含む。）の入札書を提出した入札
- ⑧ 入札金額を訂正した入札（訂正印の押印があっても無効となります。）
- ⑨ ボールペン等（書いた文字が消えないもの）以外で入札書に記載事項を記入した入札
- ⑩ 最低売却価格を下回る金額による入札
- ⑪ 封かん、封印がされていない入札書提出用封筒による入札
- ⑫ 期限までに入札書が指定した送付先に到着しなかった入札
- ⑬ 入札に関し不正の行為をした者の入札
- ⑭ その他入札に関する条件に違反した入札

4 契約の締結

落札者は、令和7年12月9日（火）午後4時までに別紙様式の土地売買契約書（案）により契約を締結しなければなりません。

【注】落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、本市に帰属します。

【注】落札者が期限までに契約を締結しない場合、令和8年度及び令和9年度の2年間、本市が実施する市有地売却一般競争入札に参加できないとする措置を講じる場合があります。

【注】落札者においていかなる理由があっても、この期限の延長等はできません。

5 契約保証金及び売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の2通りの方法があります。いずれの方法によるかは、落札決定後速やかにお申し出ください。

(1) 売買契約締結と同時に売買代金全額を納付する方法〔契約時全額払〕

【注】入札保証金を売買代金に充当しますので、契約日には売買代金との差額をご用意ください。なお、入札保証金は、その受入期間について利息を付しません。

(2) 売買契約締結と同時に売買代金（落札額）の 100 分の 10 に相当する金額の契約保証金（円未満切り上げ）を納付し、売買代金と契約保証金との差額を令和 7 年 12 月 24 日（水）までに納付する方法〔契約保証金払〕

【注】入札保証金を契約保証金に充当しますので、契約日には契約保証金との差額をご用意ください。

【注】納付期限までに売買代金の支払いが行われなかった場合、契約保証金は、本市に帰属することになります。

【注】入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利息を付しません。

【注】売買代金の分割納付はできません。

6 所有権の移転等

売買代金が全額納付（完納）されたときに所有権は移転し、同時に現状有姿（あるがままのすがた）で物件引渡しがあったものとします。

所有権移転登記の手続きは、売買代金全額納付後、本市が行います。所有権移転登記が完了次第、落札者に登記識別情報通知をお渡しします。

なお、売買契約書（本市保管のもの 1 部）に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

【注】金融機関からの借入金担保のために、所有権移転登記時に連件で抵当権設定登記の同時申請をされる場合は、事前にご相談ください。

【注】共有名義で売買契約を締結した物件については、当該共有名義で所有権移転登記を行います。

【注】落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、当該物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

【注】物件の取得に伴い、不動産取得税（県税）が課税されますので、ご注意ください。

7 その他注意事項

(1) 売買物件の引渡しは現状有姿で行いますので、必ずご自身において、事前に現地及び諸規制について調査確認を行ってください。物件調書等の資料と現況が相違する場合、現況優先とします。

(2) 売買物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて落札者において行ってください。

(3) 越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は、すべて落札者において行ってください。

(4) 売買物件の土地利用に当たっては、次のことに留意してください。

① 建物建築等工事に係る工事車両の情報（経路・時間等）は、地元町内会に対し、できるだけ早期に書面等で知らせるようにしてください。

② ごみ集積所について、地元町内会と事前に十分協議してください。また、資源

回収場所についても、同様に協議してください。

- (5) この説明書に定めのない事項については、本市契約規則(平成 19 年横須賀市規則第 22 号)その他関係法令の定めるところによります。
- (6) 入札の公正性、競争性を確保するため、入札参加状況等の問合せについては、一切お答えできません。
- (7) 本入札は、予告なく中止又は内容変更をする場合があります。

物件番号 7-1		物 件 調 査 書				
所在地（地番）		横須賀市公郷町一丁目 52 番 1				最低売却価格
住 居 表 示		未実施				73,700,000 円
地 積		640.40 m ²	地 目	宅地	形 状	明細図のとおり
接面道路の幅員及び構造		北側で幅員約 5.3mの舗装市道(4,746 号)に、西側で幅員約 7.9mの舗装市道(4,748 号)に（いずれも建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号に該当）それぞれほぼ等高で接面している。東側については幅員約 1 mの舗装市有地（セットバック用地、地番 52 番 24）にほぼ等高で接面している。この舗装市有地は、参考事項欄に記載のとおり市道 5,851 号として供用する予定（建築基準法第 42 条第 2 項に該当）。				
法令等に基づく制限	都市計画法 建築基準法	市街化区域				
		用途地域	第 1 種住居地域			
		指定建ぺい率	6 0 %	指定容積率	2 0 0 %	
		その他規制	準防火地域、第 1 種高度地区			
	そ の 他	宅地造成等工事規制区域、屋外広告物規制地域（第 1 種許可地域）				
私道の負担等に関する事項		私道負担の有無	無	負担の内容		
		道路後退の有無	無	負担の内容		
供給処理施設の状況				事 業 所 名	電話番号	
		電 気	可	東京電力エナジーパートナー株式会社 カスタマーセンター	0120 -995-001	
		上 水 道	可	横須賀市上下水道局給排水課 給排水審査係	046 -822-8625	
		下 水 道	可			
		都市ガス	可	東京瓦斯株式会社お客さまセンター	0570 -00-2211	
交 通 機 関		J R 横須賀線「衣笠」駅東方約 1.1km（徒歩約 14 分） 京浜急行バス「公郷二丁目」停留所から徒歩約 2 分				
参 考 事 項		●本土地は、昭和 45 年 3 月住宅地区改良法に基づき改良地区として指定（建設省告示第 412 号）された土地で、昭和 48 年から本公郷改良アパート D 棟及び本公郷乳児保育園の敷地として使用していました。令和 3 年 10 月本公郷改良アパート建替え計画承認に伴い改良住宅としての用途を廃止し、令和 5 年度末までに両建物を解体撤去しました。その後、本公郷改良アパート建替え工事の現場事務所として利用したのち、令和 7 年 6 月末に更地となって現在に至ります。今後本市において使用する見込みがないことから、売却するものです。 ●本土地を含めた周辺（公郷町一丁目から公郷町六丁目、根岸町一丁目から根岸町五丁目、森崎一丁目、池田町五丁目の各一部）は、横須賀都市計画公郷根岸土地地区画整理事業（昭和 31 年 9 月都市計画決定、昭和 35 年 9 月施行認可、昭和 50 年 10 月換地処分）がなされた区域です。				

参 考 事 項	●解体撤去した建物の概要は、以下のとおりです。 本公郷改良アパートD棟 【構造】 鉄筋コンクリート造5階建 【延床面積】 562.20 m² 本公郷乳児保育園 【構造】 鉄筋コンクリート造平屋建 【延床面積】 339.63 m² ●本公郷改良アパートD棟があった部分については、建物建設時の記録から、基礎杭（PC杭、φ350mm、18～19m）を最大25本打設したことが判明しています。解体撤去時、これら基礎杭は地下約2mまで撤去し、それより深い位置のものは、残置しています。杭の位置や打設記録は、財務管理課にて閲覧できます。また、必要部分について、可能な範囲において、写しをお渡しすることができます。 なお、本公郷乳児保育園があった部分については、建物建設時に杭を打設した記録がなく、また、解体撤去時においても杭は見当たりませんでした。 ●本土地の売却にあたっては、換地確定図に基づき再測量し、東側セットバック用地（地番52番24）を分筆し、併せて本土地の地積更正（令和7年8月8日登記）を行いました。その結果、本土地の地積は640.40 m²となり、地積測量図が登記所に備え付けられています。 地積更正及び分筆時の測量関係資料については、財務管理課にて閲覧できます。また、必要部分について、可能な範囲において、写しをお渡しすることができます。 ●本土地の東側の接道に関しては、上記のとおりすでにセットバック済みであり、建築の際更に後退する必要はありません。セットバックした部分（地番52番24）は、現在横須賀市道ではありませんが、令和7年11月末までに市道5,851号の区域に編入し、供用開始する予定です。その結果、東側については幅員約3.0mの舗装市道（5,851号）にほぼ等高で接面することになります。 ●本土地北西側において、本公郷改良アパートD棟（解体済）のために敷設した給水装置（水道本管取出口からメーター（口径20mm）まで）を撤去せず残置しています。落札者においてこれらを使用しない場合は、全て落札者の負担で撤去（メーターについては、使用しない場合上下水道局に返却）してください。このことを十分承知のうえ、入札に参加してください。 ●本土地には、近隣への砂塵飛散防止のため、厚さ30mm～50mmのアスファルト舗装を施工しています。これの撤去・処分等は、全て落札者の負担で行ってください。 ●本土地道路側に沿って設置しているA型バリケードは横須賀市が回収します。回収日は土地売買契約締結後、横須賀市と落札者とで別途調整して決定します。 ●本土地は現状有姿での引渡しになりますので、給水装置や本土地表面のアスファルト舗装、地中の基礎杭等についての撤去・処分・費用負担等、横須賀市は一切対応しません。
------------------	--

参 考 事 項	●地下埋設物調査は行っていません。必要に応じて落札者の負担で行ってください。横須賀市は一切対応しません。 ●土壌汚染調査は行っていません。必要に応じて落札者の負担において行ってください。建設残土処分等において不測の事態（ガラ等の処分を含む。）が生じた場合も含め、横須賀市は一切対応しません。 ●地盤調査は行っていません。なお、建物（本公郷改良アパートD棟）建設時における試験杭の打込記録によると、地下12mあたりまでは自沈し、地下17mあたりで支持力を得ていることから、地盤は相当に軟弱と思われます。 地盤調査は、必要に応じて落札者の負担において行ってください。また、地盤改良工事等の対策が必要な場合も、全て落札者の負担において行ってください。横須賀市は一切対応しません。 ●本土地の東側上空において、電線が若干敷地境界にかかっていますが、これについて、移設等の必要が生じた場合であっても、関係機関との協議調整や費用負担等、横須賀市は一切対応しません。 ●本土地に接する市道等に設置された道路標識（計4基）について、上部標識部分が、わずかに本土地内に入り込んでいるものがありますが、これらについて、移設等の必要が生じた場合であっても、関係機関との協議調整や費用負担等、横須賀市は一切対応しません。 ●本土地南側隣接地（資材置き場等で使用）に設置されているコンクリートブロック塀が、本土地内に若干越境していますが、隣接土地所有者等との協議等は、落札者において全て行ってください。その他越境物等があった場合も同様です。横須賀市は、費用負担が生じた場合も含め一切対応しません。 ●建物建築工事等の際は、関係法令に基づき、落札者の負担と責任において所定の手続きを行ってください。詳細は、都市部関係各課へお問合せください。 ●水道、下水、ガス等の各種供給処理施設の利用にあたっては、落札者において各供給機関と十分協議してください。また、利用するにあたり必要な工事等についても落札者の負担で全て行ってください。これらのインフラ整備に関する調査や工事、費用負担等、横須賀市は一切対応しません。 ●落札者は、本土地引渡し後においては、十分な注意をもって管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意してください。 ●本土地については、次のことに留意して土地利用を図ってください。 ① 建物建築等工事に係る工事車両の情報（経路・時間等）は、地元町内会に対し、できるだけ早期に書面等で知らせるようにしてください。 ② ごみ集積所について、地元町内会と事前に十分協議を行ってください。また、資源回収場所についても、同様に協議してください。
----------------------------	--

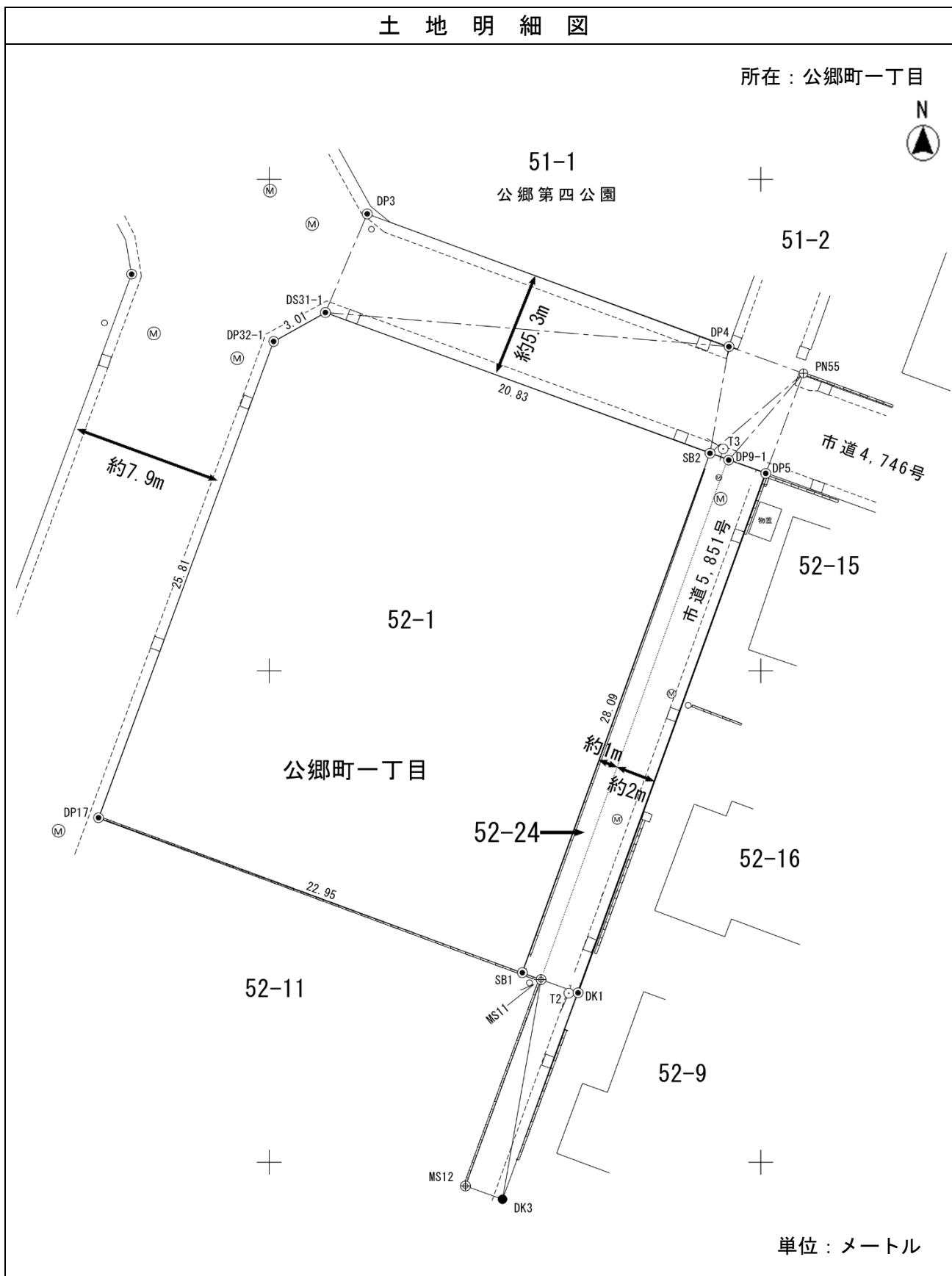
※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案 内 図



土地明細図

所在：公郷町一丁目



収入
印紙

土地売買契約書(案)

売出人横須賀市（以下「甲」という。）と買受人（落札者）（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、その所有する次の土地（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

所 在	地 番	地 目	実測地積(㎡)	公簿地積(㎡)
横須賀市公郷町一丁目	52 番 1	宅 地	640.40	640.40

（売買代金及び支払方法）

第3条 売買代金は、金〈落札額〉円とし、乙は本契約締結と同時に甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 前項の売買代金のうち、金〈入札保証金納入済額〉円は入札保証金から充当する。ただし、この入札保証金は、その受入れ期間について利息を付さない。

（所有権の移転時期）

第4条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を全額納付した時に乙に移転する。

（登記嘱託等）

第5条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに所有権移転登記を嘱託するものとする。

2 乙は、売買代金納付後、速やかに登録免許税相当額の収入印紙又は現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、第4条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時をもって、現状のまま売買物件を乙に引き渡したものとする。

（物件調書記載内容の了知）

第7条 乙は、売買物件について、物件調書（「令和7年度市有地売却一般競争入札説明書」に掲載）の記載内容を十分理解し、当該内容について了知した。

（契約不適合責任）

第8条 乙は、売買物件を現状有姿で売買するものとし、乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことが判明した場合であっても、甲に対し、追完（補修）請求、売買代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合、第6条に定める引渡しの日から2年間は、甲は協議に応じるものとする。なお、甲の責任の範囲（賠償額）は、売買代金の額を限度とする。

（風俗営業等の禁止）

第9条 乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和

23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはならない。

(公序良俗に反する使用の禁止)

第 10 条 乙は、売買物件を横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはならない。

(実地調査等への協力義務)

第 11 条 甲は、売買契約締結の日から 5 年間、売買物件の利用状況等を確認するため、実地を調査し、又は乙に対して売買物件の利用状況等を証する資料の提出若しくは報告を求めることができるものとし、乙は、正当な理由なく、この実地調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

(義務の承継)

第 12 条 乙は、売買契約締結の日から 5 年間、売買物件を第三者に譲渡する場合又は売買物件に使用収益権を設定する場合、第 9 条から前条までに定める義務を当該第三者に書面により承継させなければならない。

(違約金)

第 13 条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰さない理由によると甲が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 9 条、第 10 条又は前条に定める義務に違反したとき 金(売買代金の 3 割)円

(2) 第 11 条に定める義務に違反したとき 金(売買代金の 1 割)円

2 前項の違約金は、第 17 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、次の各号の場合において、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第 6 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する者であったとき。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することは要しない。

3 乙は、甲が第 1 項の規定により本契約を解除したことにより甲に損害が生じた場合、その損害を賠償しなければならない。

(返還金等)

第 15 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(売買物件の返還)

第 16 条 乙は、甲が第 14 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに甲が指示する状態で売買物件を返還しなければならない。

2 売買物件の返還時、当該売買物件内に残置した物は全て甲の所有に属し、これにより乙が損害を被っても、乙は、甲に対し何らの請求をすることができない。

3 乙は、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により毀損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

4 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記に要する書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第 18 条 甲は、第 15 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

(相隣関係等への配慮)

第 19 条 乙は、売買物件の引渡し後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意しなければならない。

(公租公課)

第 20 条 この契約に起因して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、全て乙の負担とする。

(契約の費用)

第 21 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 22 条 本契約に関し疑義があるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 23 条 本契約について、訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市
代表者 横須賀市長 上 地 克 明

印

乙 〈落札者 住所氏名〉

印

収入
印紙

土地売買契約書(案)

売出人横須賀市（以下「甲」という。）と買受人（落札者）（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、その所有する次の土地（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

所 在	地 番	地 目	実測地積(m ²)	公簿地積(m ²)
横須賀市公郷町一丁目	52 番 1	宅 地	640.40	640.40

（売買代金）

第3条 売買代金は、金（落札額）円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金（落札額の 10/100）円を甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金（入札保証金納入済額）円は、入札保証金から充当する。ただし、この入札保証金は、その受入期間について利息を付さない。

3 第1項の契約保証金は、第20条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属する。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金（落札額－契約保証金額）円を、甲の発行する納入通知書により令和7年12月24日までに納付しなければならない。

（所有権の移転時期）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を全額納付した時に乙に移転する。

（登記嘱託等）

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに所有権移転登記を嘱託するものとする。

2 乙は、売買代金納付後、速やかに登録免許税相当額の収入印紙又は現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（売買物件の引渡し）

第8条 甲は、第6条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時をもって、現状のまま売買物件を乙に引き渡したものとする。

(危険負担)

第9条 本契約締結後引渡しまでの間に、売買物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失又は毀損した場合で、甲の引渡しが履行不能となったときは、甲又は乙は、本契約を解除することができる。

(物件調書記載内容の了知)

第10条 乙は、売買物件について、物件調書(「令和7年度市有地売却一般競争入札説明書」に掲載)の記載内容を十分理解し、当該内容について了知した。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、売買物件を現状有姿で売買するものとし、乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことが判明した場合であっても、甲に対し、追完(補修)請求、売買代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合、第8条に定める引渡しの日から2年間は、甲は協議に応じるものとする。なお、甲の責任の範囲(賠償額)は、売買代金の額を限度とする。

(風俗営業等の禁止)

第12条 乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはならない。

(公序良俗に反する使用の禁止)

第13条 乙は、売買物件を横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはならない。

(実地調査等への協力義務)

第14条 甲は、売買契約締結の日から5年間、売買物件の利用状況等を確認するため、実地を調査し、又は乙に対して売買物件の利用状況等を証する資料の提出若しくは報告を求めることができるものとし、乙は、正当な理由なく、この実地調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

(義務の承継)

第15条 乙は、売買契約締結の日から5年間、売買物件を第三者に譲渡する場合又は売買物件に使用収益権を設定する場合、第12条から前条までに定める義務を当該第三者に書面により承継させなければならない。

(違約金)

第16条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰さない理由によると甲が認めるときは、この限りでない。

(1) 第12条、第13条又は前条に定める義務に違反したとき 金(売買代金の3割)円

(2) 第14条に定める義務に違反したとき 金(売買代金の1割)円

2 前項の違約金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、次の各号の場合において、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第 6 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する者であったとき。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することは要しない。
- 3 乙は、甲が第 1 項の規定により本契約を解除したことにより甲に損害が生じた場合、その損害を賠償しなければならない。

(返還金等)

第 18 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(売買物件の返還)

第 19 条 乙は、甲が第 17 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに甲が指示する状態で売買物件を返還しなければならない。

- 2 売買物件の返還時、当該売買物件内に残置した物は全て甲の所有に属し、これにより乙が損害を被っても、乙は、甲に対し何らの請求をすることができない。
- 3 乙は、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により毀損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 4 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記に要する書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 20 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第 21 条 甲は、第 18 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

(相隣関係等への配慮)

第 22 条 乙は、売買物件の引渡し後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意しなければならない。

(公租公課)

第 23 条 この契約に起因して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、全て乙の負担とする。

(契約の費用)

第 24 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 25 条 本契約に関し疑義があるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 26 条 本契約について、訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市
代表者 横須賀市長 上 地 克 明

印

乙 〈落札者 住所氏名〉

印

市有地売却一般競争入札参加申込書兼誓約書

令和 7 年 月 日

横 須 賀 市 長 (あて)

令和 7 年 11 月 7 日開札の市有地売却一般競争入札に参加したく、入札説明書の内容を了承のうえ申し込みます。

また、入札参加資格を充足していることについて以下のとおり誓約いたします。この資格を満たしていないことが判明した場合には、当該事実に関して横須賀市が行う一切の措置について異議の申立てをいたしません。

誓 約 書

私は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 1 号（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者）及び第 2 号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）並びに横須賀市暴力団排除条例第 2 条第 2 号から第 5 号までのいずれか並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員に該当する者ではありません。

入 札 申 込 者	住 所 (所 在 地)	(〒 -)
	電 話 番 号	— —
	フリガナ	
	氏 名 (名 称 等)	登録印

※ 入札申込者の印は、印鑑登録された印（実印）をご使用ください。

※ 代理人が入札する場合は、委任状も添付してください。

【 参加希望物件 】

物件番号
7 - 1

【共有者： 有 ・ 無 】（どちらかを○で囲ってください。）

※ 共有名義で申し込まれる場合、次の欄も記入してください。

※ 共有予定者全員分の申込書と添付書類が必要です。

代表して入札手続きを行う者の氏名又は名称等
この申込書で申し込む者の共有持分
/

受 付 印

役 員 名 簿

令和 7 年 月 日

横 須 賀 市 長（あて）

所 在 地	
名 称 等 及び 代表者名	登録印

※ 法人の登録印を押印してください。

役職名	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所
		T S 年 月 日 H	男 女	
		T S 年 月 日 H	男 女	
		T S 年 月 日 H	男 女	
		T S 年 月 日 H	男 女	
		T S 年 月 日 H	男 女	
		T S 年 月 日 H	男 女	

※ 法人の登記事項証明書に記載されている役員全員について記入してください。

※ 氏名の欄には必ずフリガナを記入してください。

※ 記載欄が足りない場合は、本書をコピーして使用してください。

お問合せはこちらまでお願いします

横須賀市財務部財務管理課

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

電話 046 (822) 8356 (直通)

046 (822) 4000 内線 1745